

「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」改定素案について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)に基づき、「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」(以下「県基本計画」という。)を平成17年3月に策定し、DV対策を総合的に推進してきたところである。

このたび、DV防止法及び国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の一部改正を踏まえ、県基本計画を改定することとし、このたび改定素案を取りまとめた。

1 これまでの経緯

平成13年10月	DV防止法施行
平成17年3月	県基本計画策定
平成20年7月	県基本計画改定
平成26年9月	県基本計画改定

2 主な改定内容

- DVと児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、DV対応と児童虐待対応の連携強化を図ること。
- SNSを活用することにより、若年層に届きやすい啓発を行うこと。

3 県基本計画の体系図

別紙のとおり

4 今後のスケジュール

令和2年11月	男女共同参画審議会(素案)
	県議会総務委員会(素案)
	県議会教育再生・子ども応援特別委員会(素案)
	パブリックコメントの実施
令和3年2月	男女共同参画審議会(案)
	県議会総務委員会(案)
	県議会・教育再生・子ども応援特別委員会(案)

県基本計画の体系図

